

1. 制度融資一覧表

※ 上越市の制度融資は上越市内に住所又は事業所を有し、市税等を滞納していない中小企業者等が利用することができます。

※ 下表の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び6号に該当する会社及び個人です。ただし、信用保証を利用できない業種は対象となりません。

令和8年7月1日現在

資 金 名	融 資 対 象	使 途	融 資 限 度 額	融資利率	貸付期間（当初据置期間）	備 考	信用保証料補給
地方産業育成資金	◎中小企業者	運転資金 設備資金	1,000万円	信保付 責任共有制度対象外 年2.10% 責任共有制度対象 年2.30% 信保なし 年2.60%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (いずれも6か月以内)	◎中小企業信用保険法第2条第1項第5号に該当する法人（医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員数が300人以下のもの）も融資対象	○
中小企業振興資金	◎中小企業者 ◎組合（事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合）	運転資金 設備資金	◎中小企業者 運転資金 1,000万円 設備資金 2,000万円 ◎組合 3,000万円	年2.45%	運転資金 5年以内（6か月以内） 設備資金 8年以内（1年以内）		○
工場移転特別資金	◎中小企業者 ◎組合（事業協同組合、企業組合、協業組合） ※ 市街地等から工場適地へ、又は市外から当市の工場適地へ工場を移転すること	設備資金	◎中小企業者、組合（独自） 2億円 ◎事業協同組合の転貸 1件当たり3,000万円 (全体で2億円が限度)	年2.45%	12年以内（2年以内）	◎「工場適地」とは、都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び市内の工業団地 ○ 工業系用途地域：物の製造、加工、又はこれに準ずる作業 ○ 工業団地：上記のほか卸売、運輸、建築等の作業	
経営改善支援資金	◎中小企業者 ※ 最近3か月間の月平均売上高・売上総利益・売上総利益率・営業利益率が過去2か年のいずれかの同期と比較して5%以上減少していること	運転資金	3,000万円	年2.00%	8年以内（1年以内）	◎「最近3か月間」の最終月は、市への借入申込書提出日から遡って2か月以内です	○
中心市街地活性化資金	◎中心市街地の活性化を図るために市が定める計画に登載されている事業を実施しようとする中小企業者又は組合（事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合）	運転資金 設備資金	5,000万円	年2.25%	運転資金 10年以内（1年以内） 設備資金 12年以内（2年以内）	◎中心市街地の活性化を図るために市が定める計画に合致した事業（例：あすとびあ高田やイレブンプラザへのテナント出店等） ※商工組合中央金庫長岡支店では、運転資金5年以内（据置1年以内）の取扱いとなります。	
工場等設置資金	◎奨励企業の指定を受けた企業	設備資金	◎工場等の新設又は増設 2億円 ◎工場設備の新設又は更新 5,000万円	年2.25%	12年以内（2年以内）	◎奨励企業の指定を受けるには、固定資産の取得額・新規雇用者数などの要件があります ◎奨励企業の対象業種は下記のとおり 製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、旅館・ホテル業、情報サービス業、コールセンター又は自然科学研究所 【お問い合わせ：産業立地課 025-520-5736】	

2. 信用保証料補給制度

＜お問い合わせ先：新潟県信用保証協会上越支店 電話：523-7225＞

○信用保証制度とは	中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるにあたり、物的担保（不動産又は動産）や人的担保（保証人）がない又は乏しい、あるいは金融機関との取引がないなどのため、資金の借入が困難な場合に、法律に基づいて設立された公共的な機関である新潟県信用保証協会がその保証人となり、信用力を補完することにより借入を容易にする制度です。
○信用保証を利用できる業種	中小企業信用保険法施行令で定められている業種を基本としており、ほとんどの業種がご利用いただけます。農林漁業、金融・保険業の一部及び宗教法人、学校法人など一部対象にならない業種もあります。
○信用保証料	信用保証を利用するには、経営状況に応じた料率により算出した保証料をお支払いいただく必要があります。保証料についての詳細は、新潟県信用保証協会へお問い合わせください。

◎市による信用保証料の補給

下記の資金をお借り入れの場合、信用保証料の一部を市が負担します。ただし、金額階層別の補給では、たとえば2,000万円必要な場合に、1,000万円ずつ2口に分けて補給を受けることはできません。

補給対象融資名	料率弾力化対象保証の料率区分別補給割合								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
上越市 地方産業育成資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市 中小企業振興資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市 経営改善支援資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
新潟県 小規模企業支援資金	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

補給対象融資名	貸付額	補給割合
新潟県中小企業創業等支援資金 新潟県事業承継資金	各々の資金について	
	1,000万円以下	50%
	1,000万円超 3,500万円以下	30%
新潟県フロンティア企業 支援資金	3,500万円超 1億円以下	10%
	1,000万円以下	50%
	1,000万円超 2,000万円以下	40%
	2,000万円超 3,000万円以下	30%
	3,000万円超 5,000万円以下	20%
	5,000万円超 1億円以下	10%
新潟県セーフティネット資金 (経営支援枠)		
第6項－物価高騰等対策特別要件	1億円以下	100%
第7項－米国関税対策特別要件	3,000万円以下	25%
第8項－米価高騰対策特別要件	3,000万円以下	25%

※

※令和8年7月1日～令和9年1月31日融資実行分